

令和8年3月9日から

# 障害児支援の過誤申立て依頼書

## オンライン申請が可能になります

障害児給付費等の請求に誤りがあった場合に、事業所が名古屋市に郵送で提出していた過誤申立て依頼書を、**令和8年3月9日(月)**から、原則オンライン申請で行ってください。

### 対象となるサービス

障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、障害児入所給付費

### オンライン受付フォーム

#### 【URL】

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/shougaijishien-kago>

#### 【ウェルネットなごや掲載場所】

[https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/tsusyo/seikyu\\_dl.html](https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/tsusyo/seikyu_dl.html)

TOP>事業所の方へ>障害児通所支援の事業者指定・登録等>請求関係等  
ダウンロード

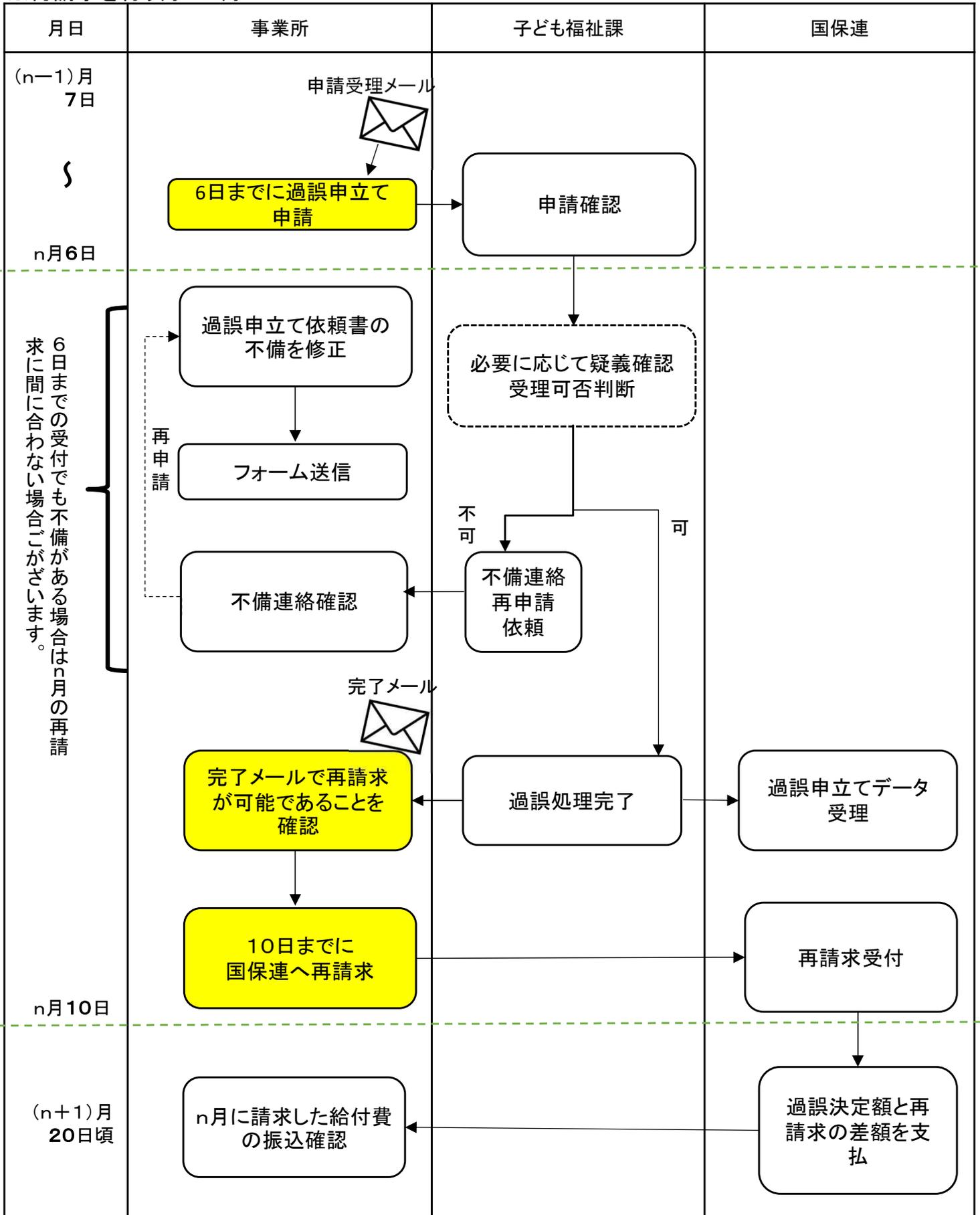
オンラインでの受付開始に伴い、過誤申立て依頼書の様式を変更しました。変更後の様式での送信をお願いいたします。新様式はウェルネットなごやの上記ページに掲載しております。

## 留意事項

- 100件を超える過誤申立については、事務処理上、事前に子ども福祉課まで連絡を入れてください。
- 過誤申立て依頼書のファイル名は、**【事業所番号+事業所名.xlsx】**にしてください。  
(例) 事業所番号:2370000001 サービス事業所名:なごや児童発達支援事業所 の場合  
⇒ 2370000001なごや児童発達支援事業所.xlsx
- 過誤調整のスケジュールは現行から変更ありません。過誤申立て依頼書の名古屋市への提出期限は、再請求を行う当月の**6日**までです。  
(例) 令和8年3月5日にオンラインで過誤申立て依頼書を提出  
⇒ 国保連への再請求は令和8年3月10日までに行ってください。
- 過誤申立てを提出後、過誤の取下げはいたしかねます。他の事業所を含め、請求事務に支障をきたしますのによく確認してから提出してください。

# 障害児支援過誤申立ての流れ

※再請求を行う月 = n月



【問い合わせ先】

名古屋市役所子ども福祉課

TEL: 052-972-2520 FAX: 052-972-4440